

松戸市下水道経営健全化計画の概要

(下水道事業特別会計)

■計画策定の背景

地方の公債費負担を軽減するため、高金利地方債の繰上償還を認め補償金を免除する国の施策が、平成 19 年度から平成 21 年度まで実施されましたが、昨今の経済状況を踏まえ、平成 22 年度から平成 24 年度まで延長して実施されることになりました。

今回延長して実施される繰上償還を行うためには、平成 19 年 12 月に国の承認を得た経営健全化計画の延長計画を策定することが前提となっています。松戸市では経営健全化計画について平成 22 年 12 月に国の承認が得られました。

※通常、地方債を償還期限前に繰上償還する場合には、補償金の支払いが必要となります。

■条件

平成 21 年度以前に認められた経営健全化計画からの更なる行政改革・経営改革が実施されると認められること

■対象となる地方債(松戸市下水道事業特別会計における)

年利 6%以上のもの

■下水道経営健全化計画(今後 5 年間の計画)の主な内容

繰上償還希望額 約 2 億 3970 万円 財政改善効果額 1 億 9700 万円

●経営改革に係る主な課題及び取り組み(目標)

課題① 経常経費の見直し

取り組み 職員数を平成 22 年度で 2 名削減済み

課題② 維持管理費等のコスト削減

取り組み 徴収業務委託料の見直しによる維持管理費の削減

課題③ 料金の適正化・収納率向上等

取り組み 水洗化率の向上及び滞納整理による使用料の増収